

## 研究ノート 二 二条在番大番頭の八朔進献

杉谷 理沙

## 【要旨】

本稿では、近世の八朔進献（八月一日における幕府から禁裏への馬と太刀の献上）について論じる。武家から禁裏への八朔進献は織豊期に途絶えていたが、江戸幕府が開かれた慶長八年（一六〇三）に徳川家康が再興した。家光以降、將軍は長く京都を訪れなくなるが、初期と末期を除き、二条在番の大番頭が八朔進献使（関東御使）をつとめた。はるばる江戸から名馬を運び催された八朔進献は、幕府の示威であるとともに、公武の和合を意味する行事であり、江戸から毎年やってくる二条在番大番頭は、その象徴としての役割を担っていたと考えられる。

## はじめに

本稿は、例年八月一日に行われた贈答儀礼である「八朔」に関し、特に二条在番の大番頭がつとめた禁裏への参賀および八朔進献（馬・太刀献上）について論じるものである。

八朔とはその名の通り陰暦八月一日のことで、転じて同日に行われた贈答儀礼を指す。元々は農村における、収穫に先立つ予祝行事であったが、鎌倉末期には武家でも贈遺として行われるようになり、室町時代に入って幕府内はじめ諸階層間でますます盛んになった。はじめは下位者からの進献のみであったものが、次第に相互の贈答儀礼となり、またこれが朝廷にも広まって、ついには公家の恒例行事として確立されるに至る。<sup>(1)</sup> また室町幕府では「憑<sup>たのむ</sup>総奉行」が置かれ、贈答を通じた経済の一部としても重んじられた。

近世においては、八月朔日は徳川家康が江戸へ入城した日という俗説があり、八朔は幕府内での参賀儀礼として重視された。例年、御三家・譜代・外様諸大名ら三千石以上の輩が江戸城に参集し、太刀目録・馬代を將軍に献じる儀礼が盛大に行われた。またその後には三千石以下の諸番頭や諸役人、職人らによる御礼も行われた。<sup>(2)</sup> 『徳川年中行事』の「八朔参賀<sup>(3)</sup>」には、江戸城に参じた人々が献上の目録を手に列をなす様子が描かれている。二木謙一氏によれば、この

参賀が幕府の儀礼として確立されたのは寛永期以降のことで、幕藩体制の確立や文治的支配への転換に伴い、下半期の節目となる儀礼として八朔儀礼が盛儀となっていたという。<sup>(4)</sup>

さて、本稿で主題とするのは右に述べた江戸での盛大な祝儀ではなく、京都における公武間の八朔である。江戸幕府と禁裏との八朔贈答は、徳川家康が征夷大將軍に任じられた慶長八年（一六〇三）以来、幕府の終焉まで続けられた。將軍は三代家光以降長らく上洛が途絶えるが、將軍の名代として八朔進献を担うようになるのが、二条城に在番した大番頭であった。

## 一 近世初期の八朔進献

## (1) 近世における八朔進献のはじまり

徳川家による禁裏への初めての八朔進献は、家康が征夷大將軍となり、江戸幕府が開かれた慶長八年（一六〇三）に行われた。同年の『御湯殿上日記』には次のようにある。

八月一日、(中略) 御<sup>(※田実八朔)</sup>たのむとも、あなたこなたよりまいる、けふは御とく日にて御かへしなし、ふけ<sup>(前家)</sup>より御むま、たちおりかみまいる、たいはん所<sup>(5)</sup>の御にわへ、おほきまち三てう少將御むまにつきていてらるゝ(後略)

右の記述では、この日の武家Ⅱ家康による八朔進献は別段特別なものとして記されていない。しかし、後世編纂された「朝野旧聞稟藁」には次のようにある。

中古戦争の頃、駒牽の事絶たれとも、尚室町の季世までは、馬を献するの事見えたり、織田豊臣の治世に及びて、其事所見なし、ことし將軍宣下の後、御馬を進献ありしハ、廢せしを興させられしなるへし、太刀折紙は憑の御進物なるへし、<sup>(6)</sup>

「駒牽」とは、古来より八月に行われていた宮中での馬御覧の儀式を言う。『建武年中行事』に「ちかごろはたへたり」とあり、後醍醐天皇の頃にはすでに途絶えていた。馬の進献については織田豊臣の治世には八朔進献の所見なし、とあるように、武家による禁裏への八朔進献は元龜元年（一五七〇）の足利義昭以来途絶えていた。すなわち家康は、室町末以来廃れていた八朔進献を、幕府草創の年から再興したのである。

このことについて、二木謙一氏が「これは家康の將軍としての自覚、意識と無関係ではあるまい」と示唆しているように、慶長八年という年は象徴的であり、当時の家康の禁裏への思惑と八朔進献の再興とが無関係とは考えられない。しかし、家康は將軍宣下以前から折に触れ禁裏への進上を行っており、また天皇との八朔の贈答そのものは、將軍でなければ行いうことが出来なかつたわけでもない。<sup>(8)</sup> そのため、この年における八朔進献の再興自体に過度な意味を持たせることには慎重にならなければならない。

ただ、時代が下つて享保九年（一七二四）の「関東八朔御馬献上儀式次第」<sup>(9)</sup>には次のようにある。

將軍など馬寮御監兼させられし故にて、関東より遙に引上せらるゝハ、古へ武蔵国小野秩父平野等の牧より貢献ありし遺風なりと聞、

征夷大將軍が「馬寮御監」を兼ねることは、古くは鎌倉幕府將軍源実朝の例があり、また室町幕府將軍足利義満以降は歴代の伝統となつた。<sup>(10)</sup> 当然家康も例に漏れずこれを兼職している。<sup>(11)</sup> 家康の左馬寮御監補任は將軍宣下より早い天正一五年（一五八七）一二月だが、將軍職と馬寮御監の兼職がなつた時点で、関東から馬を運びこれを天皇へ献上することを意識したとすれば、慶長八年の

再興が意図的なものであつた可能性は充分にあると言えるだろう。

## (2) 八朔進献の使者

大番頭による八朔進献が史料上初めて見えるのは、慶長一五年（一六一〇）である。『徳川実紀』には次のようにある。

八月朔日、大番頭松平丹後守重忠、大内に御使し、本日の賀に御馬を進せらる、勸修寺記

八朔に在番の大番頭、禁中に御使をつとめ御馬を献せらるゝ事、ものにみえたるはこゝを始とす、しかれども実は此以前よりありしなるべし、<sup>(13)</sup>

文中「勸修寺記」とあるのは、次の武家伝奏勸修寺光豊の日記中の一文を指す。

（前略）江戸大樹ヨリ八朔ノ御馬如例年進上、御使松平丹後守、板伊州

案内者トシテ予所迄被来、則広橋兩人如例年披露、則御返出ル、小高壇

紙二橋ノ折枝、御提子ヒサケ御嘉礼也、則御使丹州へ渡、〇、次振舞有之、

兩人被帰、（後略）

御使をつとめた松平重忠は、このとき伏見在番（城番）の大番頭であつた。伏見城は徳川氏による対豊臣氏の軍事拠点であつたが、豊臣氏滅亡後は大坂城がこれに代わつた。伏見在番は慶長一二年（一六〇七）に設置されたが、寛永元年（一六二四）に伏見城が軍事的意義を失い廢され、寛永二年には伏見城在番であつた大番頭渡邊茂が二条城代、また「伏見定番衆」であつた春日・柘植が二条定番として二条城へ異動した。二条在番の制度が確立したのは寛永一二年（一六三五）で、これは渡邊が大番頭であつたこと、それに伴い大番衆を引き連れていたことから始まつており、ここから幕末まで大番頭・大番衆の構成による二条在番の制度が続いていく。<sup>(15)</sup> つまり、曲折は経るものの、伏見在番は二条在番の前身とすることができると言える。

しかし、伏見城から移つた渡邊茂が八朔進献使をつとめた形跡はない。確認しうる限り、寛永五年（一六二八）に阿部信盛が、翌年に松平勝政が、同九年（一六三二）に水野元綱がつとめている。いずれも大番頭であるが、阿部信盛は寛永一二年（一六三五）に二条城番、松平勝政は元和五年（一六一九）に大坂在番、水野元綱は寛永一二年に大坂在番と同一五年（一六三八）に二条城番をつとめているものの、それぞれが進献使となつた段階で上方に在番する

役割を担っていたわけではない。つまり、慶長一五年（一六一〇）の『実紀』には「八朔に在番の大番頭、禁中に御使をつとめ、御馬を献ぜらるゝ事、ものにみえたるはこゝを始とす」とあるが、この頃にはまだ八朔進献が在番の大番頭の役割として固定したわけではなく、また元和五年（一六一九）には高家の吉良義弥が進献使をつとめた例もあり、いまだ進献使の役割は大番頭がつとめるものとしても定まっていなかった。

では、進献使が在番の大番頭の役割になったのはいつか。時期としては二条在番が始まった寛永一二年（一六三五）と考えるのが妥当だが、寛永一六年（一六三九）の進献使は二条在番ではない松平忠晴（翌年に二条在番となる）がつとめており、二条在番の開始と同時に在番中の大番頭が進献使をつとめることとなったわけではないようである。

残念ながら、この頃の史料には八朔進献使についての記載があまり見えず。明確な年代を特定できない。ただ、八朔進献自体は継続して行われたようで、大番頭が進献使をつとめる慣例が出来上がりつつあったこと、順次大番組による大坂在番や江戸勤番の制度が整えられ、京都に滞在する大番が二条在番のみとなったことを勘案すると、二条在番の大番頭にその役割が任されるようになったと考えざるべきであろう。いつしか、八朔の進献を担う際の大番頭は「関東御使」と呼ばれるようになる。関東に居る將軍の名代として、年毎に江戸からやつてくる二条在番の大番頭は、「関東御使」としてうってつけだったと考えられる。

### (3) 所司代の関わり方

八朔進献に関わる所司代の位置づけについて、二木氏は慶長一四年（一六〇九）までは所司代板倉勝重が御使をつとめ、慶長一五年以降はこれが大番頭の役目となり、所司代は案内の役割を担うようになったと述べる<sup>(21)</sup>。しかし、「二条在番手留」(以下「手留」)など近世後期の史料では、所司代は進献終了の報告を受けるものの、案内役としての姿は見られなくなっている。そこで本節では、八朔進献における所司代の位置づけを見ておきたい。

まず、さきに見た慶長一五年（一六一〇）の『光豊公記』には、御使は番頭松平重忠、案内者が所司代板倉勝重とある。また元和四年（一六一八）の「孝亮宿禰日次記」には「自大樹八朔御馬進上、御使板倉伊賀守相副之云々」とあり、御使（大

番頭か）と所司代板倉が同道して進献に赴いたことが知られる。次いで元和七年（一六二二）の『時慶記』でも大番頭松平勝孝と所司代板倉が同道したとある。そして、寛永六年（一六二九）の「大内日記」には次のようである。

禁中へ將軍様ヨリ御太刀・御馬被進之、御使松平豊前也、前日二伝奏衆へ案内有、朝三条殿ニ而振舞有、中院殿水無瀬中納言殿相伴、豊前越後相伴也、則禁中御門迄御馬ヲ防州モノ案内ニテ引セ参候、松平豊前ハ不参候、御太刀代千疋、御太刀ハ禁中ニ在、則御返シ被遣由、銚子ヒサケ橋板周防殿へ参、其ヨリ御使へ渡ル由、例年ハ周防殿伝奏迄同道有、今度ハ在江戸ニ付テ、越後豊前同道、

御使は大番頭松平勝政で、所司代板倉重宗はこのとき江戸にいたため同道しなかった。ただし、板倉の配下の者が禁裏御門まで馬を牽く案内をしている。ここで、例年は板倉が伝奏のところまで同道するが、この年は江戸に在府していたため「越後」「豊前」が同道したとある。「越後」は女院（東福門院）附の大橋親重、またここでの「豊前」は、同じく女院附で、のち初代禁裏附となる天野長信と考えられる。また寛永一六年（一六三九）の同史料でも「御馬一疋裸脊板倉周防守モノ牽候テ参、左馬寮ニ車寄ニテ渡ス」とあって、板倉配下の者が御所まで馬を牽く役割を担っていたことが知られる。なお、このときも板倉は江戸に在府しており、同じく「豊前守」（天野長信か）が同道している<sup>(27)</sup>。

このように、この時期は八朔に際して所司代不在の年も多かったが、万治二年（一六五九）の大外記押小路（中原）師定の日記には「今日從関東如例年被進御馬二疋、於禁中二条城番侍牽参之、軍代牧野佐渡守同道参内、両伝奏参内致披露之、左右馬寮請取之」とあり、この時点でも所司代が番頭とともに参内するという原則を保っていた。また、ここでは進献馬は二疋とあるように、いまだ後に見られるような八朔進献の形式が確立していなかったようである。その後も八朔進献は行われるが、しばらく馬・太刀を進上したことが記されるのみとなり、御使となった番頭の名前も判然とせず、実際の時点でも所司代の同道・参内がなくなつたのかは不明と言わざるを得ない。ただ、貞享二年（一六八五）に老中から所司代となる土屋政直に下された勤方覚には「八朔御太刀御馬御献上之節、二条御番頭之内一人伝奏江罷越候時、案内者禁中江御

附候両人之内参候様可然候事」という一条があり、番頭の案内は所司代ではなく、所司代の指示を受けた禁裏附が行うようになっていくことがわかる。またその後の勤方覚には、八朔進献については先例通りとするように、と簡潔に示されるようになる。<sup>(30)</sup> つまり、貞享二年段階には、所司代が案内役をつとめることはなくなり、代わって所司代の指揮下にある禁裏附がこの役割を担うようになっていくことがわかる。その萌芽が、寛永時点での所司代不在時の対応に見られることは言うまでもない。そして、次章(5)で見る文政六年(一八二三)の例でも、禁裏附兩名が番頭を案内して御所へ出発しており、この体制がその後も継続されている。このように、上方役人に関連する制度が順次整っていく中で、八朔進献の体制も固められていったのである。

なお、案内役を行わなくなって以降も、後に述べるように所司代は八朔進献に深く関わっている。例えば、京都へやってきた二疋の馬は一旦所司代千本屋敷の専用の厩に入れられ、進献馬の選定も上屋敷で所司代により行われた。また大番頭は参内を終えた後、所司代に無事進献を終えた旨を報告し、進献後禁裏から幕府への御礼の品は所司代へ届けられている。

## 二 二条在番の八朔進献

### (1) 進献をつとめる大番頭

「手留」に「御使之儀者、先登り跡登之無差別、未御使不相勤候者相勤候、両人共未相務不申候節ハ、御役順ニ相勤候事」とあるように、八朔進献の役は、二条在番の両番頭のうち、これをつとめたことのない者が任命された。双方初めて在番の場合は、「御役順」に従いつとめることとなっていた。

進献をつとめる番頭が在番への出立前に老中へその旨を伝え、異論が出なければ「禁裏御使順之張紙」が江戸城「御本丸部屋・二丸泊所」に貼り置かれた。<sup>(31)</sup> 上京後の七月には、番頭から所司代へ「例格之書付」を提出している。<sup>(32)</sup> また七月には、所司代から禁裏へ当年の八朔進献使をつとめる番頭の名前が伝えられた。<sup>(33)</sup> 番頭が紫宸殿と鳳輦の見学を希望する場合は、この旨も伝えられた。

このように八朔進献の御使をつとめることは、番頭にとって「当時の面目、家々の規模」<sup>(34)</sup>であったと言い、当代における家を挙げての名誉とされた。

### (2) 進献馬が京都に来るまで

慶長一四年(一六〇九)頃成立の故実礼法書「小笠原入道宗賢記」には、「禁中へ公方様より八朔に御太刀一腰、白、御馬一疋、鶴毛参候、何毛之御馬なりともつき毛と被調候由候」とあり、進献に呈される馬の毛色は定まっておらず、ただしいずれも目録には鶴毛(月毛)と書くこととされていた。その理由は、「光台一覽」に「龍馬には月毛ならでは不被為御用の故実とかや」とある。実際、天文八年(一五三九)の『親俊日記』に、將軍足利義晴が禁裏へ八朔の馬を進献するに際し「何毛にてもあれ、毛付ハ鶴毛被遊候由、伝奏被仰云々」とあるように、これは前時代からの伝統であった。しかし、内藤忠明の「内安録」には次のエピソードが記されている。

八朔御進献馬の目録、何毛にても月毛と書来りしを、御右筆頭久保吉右衛門、如前例月毛と認、堀田老中筑前守へ入見分たる時、筑州、是は今度の御進献馬と毛附が相違せりと申されければ、あなた様何を御存知でと返答しければ、即座に久保吉右衛門は改易被仰付、向後は月毛と不認、全の毛附を認可申と仰渡されしは、故実を失ひ口をし、近頃御進献は野馬になれど、毛附の復古はなし、

右に見える堀田は延宝七年(天和元年(一六七九・八二)の老中で、この間に目録に月毛と書く伝統は失われたという。<sup>(35)</sup>

では、この八朔に献じられる馬はどこから来たか。天保一四年(一八四三)に完成した『駿国雑志』には次のようである。

今の世、毎年秋、江都より御馬を奉らる、号て御進献御馬と称す、其数二疋、一を御拍馬と云ふ、其御馬は葵御紋附、紺布馬西丸下、神田橋、久保町の三所の御厩より出年番とす、七月七日、御本丸石の間に於て、参政衆若年見分、其後上覽日限定、御馬乗一人、御馬飼一人附添ひ、同九日月小違あり、発足、

すなわち、進献の馬は江戸城西丸下・神田橋・久保町にある厩から年毎の順番に選ばれた。これらはいずれも江戸城の程近くにある厩で、厩方役人や御馬

医・御馬乗・御馬方爪髪役らによって調教・飼養されていた。またここで飼育される馬は献上された馬や幕府の購入馬、あるいは幕府の牧の生産馬などで、將軍や旗本・御家人が騎乗したり、大名による將軍への馬術披露にも用いられたという。<sup>(45)</sup>この中から選ばれた馬二疋が、若年寄による見分と將軍による上覽を経て、京都へやってくることになる。

選ばれた二疋は、関東から京都へ東海道を通って運ばれた。右の史料に「葵御紋附、紺布馬衣」とあるが、歌川広重の「御馬献上行列図」(口絵3)には、富士山を背に馬を牽く行列の様子が描かれ、馬には葵紋を想起させる丸紋を付した馬衣が掛けられている。なお、この図は広重が某氏の依頼を受けて描いたものとされるが、一説には、広重はかつて八朔進献馬の行列に加わっており、これが東海道五拾三次を描ききかっけとなったという。その真偽は不明だが、広重は東海道五拾三次の三八、藤川《棒鼻ノ図》にも東海道を進む八朔進献馬の行列を描いており、八朔進献馬行列の景色に関心を持っていたことがうかがわれる。

道中の宿場には厩が設けられ、また飼葉も各宿場が用意する必要があった。宿役の者らは寝ずの番で馬を見守り、これを丁重に扱った。例えば大津宿の場合、次のような規定がなされている。

御進献御馬御登之節、御着三日前日より御宿拵仕候、尤御馬飼料等一切調置、御用相達御着以後、役人共並年番年寄順番代りに御立迄附添罷在、且又御立之節、年番年寄老人待番老人御道筋為御用京都迄御見送り仕来候御事。<sup>(46)</sup>

また、道中の宿場には馬医の用意や、厩の修復も命じられ、進献馬が通る際は往来筋の獵師による鉄炮使用が禁じられた。<sup>(47)</sup>こうして、進献のため江戸で選ばれた馬二疋は、丁重に扱われながら京都へとやってきたのである。

### (3) 所司代による進献馬の選定と払い下げ

京都へ到着した二疋は、一旦所司代千本屋敷の「御進献厩」に置かれ(図1)、馬は洗われたあと人馬ともに別火にて不浄を禁じ清められた。<sup>(48)</sup>所司代の交代後、屋敷の引渡しが未済の場合は京都町奉行所へ置かれることもあった。<sup>(49)</sup>また馬附の衆にも京中に宿が用意された。<sup>(50)</sup>

進献馬の選定は二条城の北隣にあった所司代上屋敷にて行われた。「八朔御

進献之御馬見分之図」(図2)にその時の様子が描かれている。選定には所司代・両大番頭・町奉行・禁裏附・仙洞附が立ち会い、庭に牽き出された二疋から所司代が一疋を選定した。文化二年(一八〇九)と文政九年(一八二六)の馬の選定では、いずれも「一之御馬」が選ばれている。<sup>(51)</sup>一方の馬は「御代り馬」「御控馬」「替之御馬」と呼ばれた。選ばれなかった馬はお払いとなり、例年八月一日〜三日の間に、左記のような入札にける旨の触書が出された。

八朔御進献御牽替之御馬御払二成候間、望之もの来ル五日六日兩日之内、小堀縫殿方へ罷越、御馬見受、翌七日期五時伊勢於御役所札披候間、此旨可相触者也、  
(寛政八年)  
辰八月二日<sup>(52)</sup>

八朔御進献御牽替之御馬御払二成候間、馬持共望之もの買請候様入札可致候、尤来ル七日期五時西御役所二而札候間、来ル五日六日之内、小堀縫殿方へ罷越、御馬見受候様馬借馬持共へ可申通事、  
辰八月二日<sup>(53)</sup>

毎年、お払いの馬は京都代官小堀宅に置かれ、開札は京都町奉行所にて行われた。入札触が見られない年もあり、役人中で引き取り希望者がいない場合、市井へ払い下げとなったと思われる。また『町触』中、入札触は享保一九年(一七三四)が初見だが、ここに「例年之通御払」とあることから、払い下げ自体はこれ以前から行われていたと考えられる。

一方、選ばれた馬は御紋附の馬具を着け御所へと牽かれた(次節参照)。その行列は、馬の口取り(手綱引き)・左右に采配を持った蠅追い二人・下々へ制止声をかける御所使と与力という構成であった。その様子は「殊之外御威光」とあり、これに行き合う人々へ、幕府の威光を見せつけるものであった。

### (4) 二条城から禁裏御所へ、禁裏御所から所司代へ

いよいよ参内当日である。その道筋は図3に示した。番頭は北御門から輿に乗って二条城を出発し、竹屋町通の柵木戸を出て西堀川通を北へ、橋を渡って中立売通を東へ、烏丸通を北へ進み、施薬院門前にて下乗し、ここ施薬院で装束を召し替える。後述するように、参内時番頭は衣冠を着したため、ここで武家の装いから公家の装いへと姿を変えた。ここからまた輿に乗り、中立売御門

から入る。そして公家御門（宜秋門）へ向かい、ここで輿から降り徒歩で宮中へ向かう。また、帰路は同じルートを通るのではなく、施薬院を出立して中立売通から室町通を南へ進み、竹屋町通を北上して所司代屋敷へ入っている。なお、二条城の北御門は所司代の管轄で、番頭がここを通るのは所司代屋敷への往来時などであり、通常番頭含む在番の通用門は西御門であった。しかし八朔進献においては、番頭は北御門から出立し、所司代を経ることなくそのまま御所へ向かっている。これは、前述したように、かつて番頭と所司代が同行して進献をつとめていたことの名残だろうか。

八朔当日、番頭の進献に付き従う御供方には宿所が用意された。左記は天保九年（一八三八）の例である。

一、御馬御進献二付、六半時北御門御城出、永井信濃守様御使、施薬院二而御休足、御召替、御供方致下宿候、

御駕脇押	藤屋藤兵衛
御徒士惣供	舩屋治兵衛
佐川田山三郎殿	笹菱屋長左衛門
供廻り	町家
御陸尺手廻り押	浄慶寺
御馬式定	

御供方は町人のもとに寄宿した。これ以前に、番頭の宿老らは町家を下見して差し障りがある場合は調整を行い、また後日宿所となった町家には番頭から目録が下された。<sup>(66)</sup>

(5) 参内

ここで、参内中の流れを、「雲井の秋」という絵巻を参考に、文政六年（一八二三）二条在番の大番頭牧野成著を例にみていきたい。<sup>(67)</sup> あわせて図4および①～⑤も参照いただきたい。

当日、牧野は湯浴、整髪のおえ、従者も身を清めて二条城から施薬院へ向かう。ここでしばし休憩し、衣冠に着替えて待機していたところへ、禁裏附の森川氏昌・松平定朝が案内として来て、御所へ出発する。宜秋門の前で輿から降り①、車寄せの前、清涼殿を左手にして進み、平唐門から入る。諸大夫の間へ上がり、両禁裏附は傍らに侍り、向かいには非蔵人二人が座っている②。やがて武

家伝奏の広橋胤定・甘露寺国長がやってきて、馬の進献が行われる。

なお、御馬進献時の具体的な様子は、「恐れあればこゝにしるさず」として詳述されていない。補足として「八朔御使御勤一件」<sup>(68)</sup>（以下「御勤一件」）からこの間のことを確認すると、進献馬は車寄前に牽き出され③、両伝奏がこれを見分した後、馬は清涼殿御庭に牽かれ叡覧に供される。叡覧が終わった後、馬は元の道を戻り公家門外へ牽き出された。叡覧の間、番頭は諸大夫の間で待機した。図5に「尤御馬御庭江廻り候を見懸ヶ居直り申候」とあることから、紫宸殿前庭へ馬が牽かれていくのを目視していたことがわかる。

叡覧が終わると、牧野は両禁裏附の案内にて神嘉殿の脇から月華門の前を過ぎ、右腋門から入って紫宸殿や庭を見学した④。紫宸殿へ上った牧野は、その様子を「みとのゝさまのつねならず、ゆほびかにつくりなして、御障子にはいにしへのひじり、又かしこき人々のかたちをあまたゑきたるは住吉内記広行の筆にして威風凛々」で、さながら天に上ったような心地であったと記す。そして日華門の廻廊から左腋門を出て、鳳輦を押し⑤、内侍所を左手に廻廊の外承明門の前を過ぎて、元の道を帰る。両禁裏附が宜秋門のあたりまで見送り、ここで別れた。その後施薬院へ戻り昼餉を食べ、所司代屋敷へ向かい、恙なく進献を終えたことを報告し帰城した。この参内は七つ時から八つ時頃（一四時～一六時）に終え、出立時と同じく北御門より帰城している。<sup>(69)</sup>

禁裏からの返礼は、室町時代からの伝統に則り、薫物を添えた橘の打枝（図6）・大高檀紙・銚子・提子で、これらは例年進献の当日か翌日に所司代へと届けられた。その後所司代から江戸へ送られたと考えられる。<sup>(70)</sup>

(6) 正徳四年の改定と新井白石

参内に際し、大番頭は衣冠を着した。番頭に任じられたのは一万～二万石程度の大名あるいは五千石以上の大身旗本で、すなわち位階は従五位下であった。五位の服色は緋色で、牧野も緋の衣冠を身に着けている（口絵4）。近世の有職故実書「禁中年行事」<sup>(71)</sup>に「正徳三年まで長上下にて勤られしか、正徳四年より衣冠」とあるように、かつて進献使は武士の礼服である長袴・長袴を着していたが、正徳四年（一七一四）に宮中の勤務服である衣冠へと改められた。なお、これは将軍が家宣から家継に替わって初めての八朔（将軍就任は三年二月）

のことであった。ちなみに、武家の八朔における江戸城への登城では白帷子長袴を着すこととされていたが、これは正徳四年以降も変わっていない。

八朔進献時の装束が長袴から衣冠となった理由を、『江戸会誌』では將軍が馬寮御監を兼ねたことによるらしい、としている。<sup>(73)</sup>しかし、先述したように征夷大將軍が馬寮御監を兼ねるのは中世以来続く慣例であり、これが本質的な理由とは考えにくい。そこで注目されるのが次の史料である。

#### 禁裏八朔御祝儀之事

覚

禁裏江為八朔之御祝義例年被進候御太刀拾貳貫文之事、当午年方御太刀御進献有之候得共、右鳥目は如前々納候筈間、可被得御意候、以上、

正徳四年七月

(※京都代官)  
小堀仁右衛門殿

(松平信庸※所司代)  
紀伊印

衣装が改められたのと同じ正徳四年に、これまで代金で納めていた太刀を現物とすること、金銭(一二貫文)もこれまで通り進上することとされている。<sup>(74)</sup>なお、それまでは禁裏で太刀の現物を借り、儀式中にこれを進上するという体をとっていた。

正徳四年と言えば、徳川家宣による所謂正徳の治の只中である。周知の如く、その背後には儒学者新井白石の献策があった。白石は武家の礼楽の策定を企図し、特に装束の礼について重視していた。<sup>(75)</sup>つまり、八朔進献における装束や、同年の太刀代の改訂もまた、白石の主導によるもの可能性が高い。

管見の限り、白石は八朔進献については特に言及していないようだが、八朔の儀礼そのものについては次のように述べている。

祖宗以来年始八朔大かたつりあひ候大儀に候、八朔の儀、頼の節供の故と  
は不承候、関東御入国の日なるによりて、当家吉例の第一になり来るか、

つまり、白石は八朔を年始と並ぶ家康以来の重要な儀礼であるとし、その重要さの理由を、この日が家康の関東入国日であることに求めている。<sup>(76)</sup>また幕府の八朔儀礼は、頼の節供(八朔の起源である豊作祈願の節供)とは別物と考えていたらしく、つまり白石は家康の関東入国日ゆえ盛儀に行われる幕府の八朔と、番頭が進献をつとめる禁裏の八朔(頼の節供を起源とする)とは全く別

個のものとして捉えていたと思われる。幕府の八朔と禁裏への八朔進献における装束の別が正徳四年に規定されているのも、このような白石の意識が反映されていると考えられよう。

その後將軍となった徳川吉宗の代にいたり、白石が献策した政策の一部は否定され、一部は継続されることとなるが、八朔進献における衣冠の着用に関してはそのまま幕末まで変わることがなかった。では太刀に関してどうか。幕末に至っても馬は現物である一方、太刀は幕末の覚に「御太刀鳥目例之通差上候<sup>(80)</sup>」とあり、明確な時期は不明だが銭での献納に戻ったらしい。

そもそも、借り物での太刀の進上は、次の史料にあるように、後水尾院のころにはすでに行われていた。

八月朔日、けふ八御たのむとて、各おもひ／＼の進物をさゝく、(中略)  
將軍家より八馬・太刀献上也、太刀ハ此御所のを申出して進上の分なり、  
台はん所の妻戸より勾当内侍取入、武家の伝奏ひろう也、元ハ太刀も進上とみえたり、旧院ゆとの、日記などに銘など記しあり、いつ頃より申出さるゝ事にてや、馬ハ左右馬りやうの官人引て出、朝かれひにて御覽有(後略)<sup>(81)</sup>

室町時代には刀は原則現物での進上であったが、後水尾院もいつから借り物になったのかはわからないとしている。現物の刀を進献しなくなった理由について、二木謙一氏は禁中並公家中諸法度で示されるような、公家社会を軍政面から隔絶しようとする幕府の意識が反映されているとする。<sup>(82)</sup>そうであるならば、正徳に至り刀が現物に戻っているのは、これまでの政権と異なり、白石が対朝廷融和政策を推進した<sup>(83)</sup>ことが影響しているのではないだろうか。

#### (7) 進献馬のゆくえ

八朔進献は、要するに將軍から天皇への贈り物ということになるが、実際天皇がこの馬を保有したわけではない。進献に供された馬は、天覧の後すぐに左右馬寮の屋敷へ牽かれ、その後多くは禁裏附に下された。<sup>(84)</sup>幕末の一条家諸大夫の言う所には、御所には馬を置く所がなく、また食わすこともできないためすぐに持って行ったという。<sup>(85)</sup>「御勤一件」には「但御進献馬直に 禁裏御附衆え被下相成候由、尤御両人之御附衆隔年也、仙洞様為在候得者、是亦御附も御

座候間、順廻り御頂戴相成候由」とあり、各禁裏附は隔年で頂戴し、仙洞附がいる場合はこれも順廻りに頂戴したという。

なお、委細不明ながら「岡部寛次覚書」なる記録には、拝領する馬は前年に献上された馬で、一年馬寮の馬として勤めたあと下されたとし、また菊の御紋の絹（馬衣か）も下され、馬が生きている間は毎年飼料を小堀（京都代官）から受け取ることができたと記されている。進献前は葵の馬衣、進献後は菊の馬衣を着したというのは何とも象徴的だが、慶応三年（一八六七）三月の「御所御賄向其外凡取調書」には次のようである。

一、銀凡四拾五貫目程

是者御進献之御馬飼料并献上之御馬飼料諸入用一ヶ年凡目当之分、此外御馬口附給料御扶持方は、別段之御出方相成、小堀数馬取扱年々御勘定仕上候積に候得共、いまた御牽入無之候に付、御入用高は相極り不申全見込迄二御座候、

右には、進献馬の飼料と入用の一カ年分相当の銀四五貫目ほどと、馬の口取り人夫の扶持を、京都代官小堀数馬の取扱いで毎年支出する予定とある。飼料一年分としてはかなりの高額であり、金額をそのまま信じることは難しいが、いづれにせよ進献馬は献上して終わりではなく、献上後下賜されたとしても、その後の諸費用は幕府から支出され続けたようである。

### おわりに 八朔進献の終焉

最後に、八朔進献の終焉について見ておきたい。長く御使をつとめてきた二条在番は文久二年（一八六二）に廃止され、その後文久三年（一八六三）慶応二年（一八六六）という短期間ながら、二条城には二条定番が置かれた。文久三年には「上使参 内并八朔御太刀御馬進献之節之義者可任近例事」と定められ、八朔進献は先例通り執り行うこととされた。その担い手としては、まず同年に二条定番の松平勝行あるいは本庄道美が、翌年の元治元年（一八六四）には高家の土岐頼永、また定番が廃止されて以降の慶応三年（一八六七）には同じく高家の京極高福が進献使をつとめている。

このように、在番が廃止されて以降も、担い手を替えながら、公武の八朔儀礼は続行の様子を見せていた。しかし、当然幕府が消滅してからはこれもなくなり、また禁中の八朔行事自体も漸次廃止されることとなった。明治二年（一八六九）には天皇への八朔太刀進献について「今年不及其儀候」との草案が作成され、翌年には「自今被止候」と布達された。さらにまた翌年には華族に八朔太刀進献の停止が申し渡されている。こうして、儀礼としての八朔は公武ともに終焉を迎えた。

旗本で有職故実家の伊勢貞丈は、八朔は「君臣和合」の儀礼であると言う。幕府草創以来、公武関係は様々に変化したが、八朔進献は文字通り幕府の初めから終わりまで続けられた。次第に慣例化したものとしても、八朔進献は公と武をつなぐ重要な行事であり、ゆえに幕末の混乱の中でも何とか継続したいという意思が見える。

最後に、これはあくまで推測に留まるが、近世初期と末期を除いて二条在番大番頭が進献使の役割を担ったのは、彼らが江戸から毎年やって来る存在であったことに由来するのではないかと思われる。年毎の公武の和合を意味する行事として、八朔進献は何としても継続する必要がある、二条在番大番頭は二条城を守護するとともに、その象徴としての役割を担っていたのではないだろうか。

### 【注】

- (1) 二木謙一「室町幕府八朔」『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年、初出一九七六年。
- (2) 二木謙一「江戸幕府八朔参賀儀礼の成立」『武家儀礼格式の研究』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九八六年。
- (3) 神宮司庁古事類苑出版事務所編『古事類苑』歳事部八（神宮司庁、一九〇八年）一二九六・一二九七頁。
- (4) 二木前掲注（2）。
- (5) 塙保己一編・太田藤四郎補『続群書類従 補遺三 お湯殿の上の日記（九）』（続群書類従完成会、一九三四年）慶長八年八月一日条。
- (6) 『大日本史料』第二編之一、三九九頁。本史料は幕命を受けた大学頭林述斎以下二〇余名の幕臣により、文政二年（一八一九）から二四年をかけて編集

- された徳川氏の創業史（吉川弘文館『国史大辞典』（以下『国史』）「朝野旧聞叢藁」福井保執筆）。
- (7) 二木前掲注(2)。
- (8) ただし、公家らから天皇への進献はもっぱら「太刀馬代」であり、すなわち馬・刀の代わりに金銭（目録）を進上する形式のものであった。これは馬を調達することが経済的にも馬の生産量としても容易ではなかったためであり（二木前掲注(1)参照）、馬を用意し進献できること自体が將軍家の権威誇示となったと考えられる。当然、関東から行列をなして馬を運ぶという大規模な行事は、將軍でなければ催すことはできなかっただろう。
- (9) 国文学研究資料館蔵山城国京都三条西家文書「享保九年関東八朔御馬献上儀式次第・武家伝奏前鑑・寺社方御取次の覚」（請求記号：23A/00165）。
- (10) 『国史』「征夷大將軍」杉橋隆夫執筆。
- (11) ただし、慶長八年の進献馬が関東から調達された個体か否かは不明。
- (12) 「家忠日記追加」、「創業記考異」、「神君御年譜」『続本朝通鑑』（『大日本史料』稿本天正一五年二月二十八日条）等。
- (13) 黒板勝美編『新訂増補国史大系第三八巻 徳川実紀』第一篇（吉川弘文館、一九二九年）慶長一五年八月一日条。
- (14) 京都大学文学部日本史研究室編『光豊公記』（思文閣出版、二〇二二年）慶長一五年八月一日条。
- (15) 渡邊忠司「徳川政権と京都二條城警衛体制の確立」（『佛教大学歴史学部論集』三、二〇一三年）。
- (16) 時慶記研究会編『時慶記』第七巻（臨川書店、二〇二四年）、国立公文書館内閣文庫蔵「大内日記」（請求記号：263-0075、以下「大内」）寛永五年八月一日条等。
- (17) 『泰重卿記』第三（武部敏夫・川田貞夫・本田慧子校訂『史料纂集』、統群書類従完成会、二〇〇四年、以下『泰重』）、「大内」寛永六年八月一日条等。
- (18) 国立公文書館内閣文庫蔵「小槻孝亮宿禰日記取要」（請求記号：103-0103、以下「孝亮」）寛永九年八月一日条。
- (19) 『泰重』、「孝亮」元和五年八月一日条。吉良はこの頃頻繁に使者として参内しており、この進献も一連の参内の一環であった可能性がある。
- (20) 「大内」寛永一六年八月一日条。
- (21) 二木前掲注(2)。
- (22) 神宮文庫蔵（請求記号：五門一一〇九号）。神宮文庫の目録では「二条在番登前手留」。『研究紀要元離宮二条城』（以下『紀要』）第三号に翻刻を掲載した。
- (23) 「孝亮」元和四年八月一日条。
- (24) 二木氏はこれを大番頭と推測する（二木前掲注(2)）。ちなみに、前年の元和三年の使者は不明、同五年の使者は高家の吉良吉弥、同六年の使者は不明、同八・七年の使者は大番頭の松平勝孝である。
- (25) 「禁中へハ從江戸御馬・御太刀如例被奉、御使松平出雲守、板周防同心ニテ於前内府有振舞下」（『時慶記』元和七年八月一日条）。ここでの「同心」は兵卒の同心の意ではなく、「同道」の意味であろう。
- (26) 「大内」寛永六年八月一日条。
- (27) 「大内」寛永一六年八月一日条。
- (28) 国立公文書館内閣文庫蔵「万治二年御記」（請求記号：古005-0262）万治二年八月一日条。
- (29) 国文学研究資料館蔵常陸国土浦家文書「老中御書附（勤方指示）」（文書番号一三五七）。
- (30) 田中暁龍「天和・貞享期の京都所司代勤方心得とその変容」（『近世前期朝幕関係の研究』吉川弘文館、二〇一一年、初出二〇〇九年）参照。
- (31) 「手留」文政二年二月二十八日条。
- (32) 「手留」文政三年正月一日条。
- (33) 「手留」文政三年七月八日条。またその時の様子は『紀要』第四号に翻刻を掲載した東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」（以下「諸絵図」）の37「八朔御使御番入一覽候図」に描かれている。
- (34) 『広橋兼胤公武御用日記』二巻（東京大学史料編纂所編『大日本近世史料』東京大学出版会、一九九二年、以下『兼胤』宝暦元年七月二一日条等）。
- (35) 国立公文書館内閣文庫蔵「光台一覽」巻之一（請求記号：146-0536）。記主の伊達玄庵は一八世紀の有職故実家。
- (36) 塙保己一編・太田藤四郎補『統群書類従』第二四輯上武家部（統群書類従完成会、一九二七年）。
- (37) 前掲注(35)。
- (38) 竹内理三編『増補統史料大成』第一三巻（臨川書店、一九六七年）天文八年

- 八月一日条。
- (39) 岸上操編『近古文藝温知叢書』第三編(博文館、一八九一年)所収。嘉永六年(一八五三)頃成立の見聞録。記主内藤忠明は長崎奉行などを歴任した幕臣(『国史』「内安録」宮地正人執筆)。
- (40) 実際、安政五年の目録には「栗毛」「黒鹿毛」とある(鈴木里行・宮地正人編『岡部豊常著 京都東町奉行日記【安政五年編】』(新人物往来社、一九九五年、以下『東町』安政五年七月二六日条)。
- (41) 旗本の阿部正信が諸資料を収集・調査して編集した駿河国の地誌。中川芳雄・安本博・若尾俊平編『駿国雑志』(吉見書店、一九七六年)所収。
- (42) 諸大名が將軍家に献上したもの。金澤真嗣「江戸城御廐の繋養馬について―將軍はどのような馬に乗っていたのか」(『馬の博物館研究紀要』二三号、二〇二二年)参照。
- (43) 幕府が買い付けた南部馬や仙台馬(金澤前掲注(42))。
- (44) 下総国小金牧・佐倉牧、安房国嶺岡牧、蝦夷地牧、駿河国愛鷹牧の馬(金澤前掲注(42))。
- (45) 金澤前掲注(42)。
- (46) 「天津宿役人馬会所勤方一件」(大津市役所編『大津市史』下巻(一九四二年刊、一九七三年復刊)、四一頁)。
- (47) 刈谷町教育委員会編『刈谷町庄屋留帳』第一巻(愛知県刈谷市、一九八九年)一四九頁。
- (48) 年末詳「道筋取扱の覚」(片岡永左衛門著・発行『足柄史料』(一九二八年)一一八頁)。
- (49) 「膳所藩郡方日記」一一(膳所藩史料を読む会編『膳所藩史料』三三三卷(滋賀県立図書館、一九九七年)三頁)。
- (50) 日本史籍協会編『所司代日記』下巻(東京大学出版会、一九七二年、以下『所司代』安政六年七月二五日条)。
- (51) 「雲錦随筆」卷之三(日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第一期第二卷、吉川弘文館、一九二七年所収)に「毎年七月中旬後に関東より京兆尹の御第へ御馬到着す、則ち千本御第の内に御廐を修理し、これを飼ふ人馬ともに不浄を堅く禁ず」とある。ここでの「京兆尹」は所司代のこと。
- (52) 『東町』安政五年七月二二日条。
- (53) 「八朔御進献御馬宿之事」(岩生成一監修・岡田信子ほか校訂『御役所向大概覚書』上巻(清文堂出版、一九八八年)四七頁)。
- (54) 「諸絵図」の9「八朔御進献之御馬見分之図」。
- (55) 『東町』安政五年七月二二日条。
- (56) 『東町』安政五年七月二六日条。
- (57) 京都町触研究会編『京都町触集成』(岩波書店、以下『町触』七卷(一九八五年刊)一二七一等)。
- (58) 「雲錦随筆」卷之三に「御馬ハ二疋参り進覧に供ふ、献残の一疋ハ御払となるよし」とある。
- (59) 『町触』七卷一二七〇。
- (60) 『町触』七卷一二七一。
- (61) 『町触』二卷(一九八四年刊)六六三。
- (62) 精好子翻刻・解説「八朔御使御勤一件」(嘉永二年(一八四九)在番の番頭加納備中守久徴の八朔進献時の記録。『國學院雜誌』一〇一九、一九〇四年所収)。「与力」は「与刀」とあるが翻刻の誤りか。
- (63) 東京大学法学部研究室図書室法制史資料室蔵「二条御城在番留」(請求記号…甲・S3206、以下「在番留」)天保九年八月一日条。本史料は二条在番の「御案内方」をつとめた町人岡田伝三郎常勝の記録。
- (64) ここでの「御馬式疋」は御幸町通夷川上ルの浄慶寺に置かれているが、別の年には町家に置かれることもあった(「在番留」天保六年八月一日条)。選定後の進献馬が町家に置かれるとは考えられないこと、選定後にかかわらずここで二疋とあることから、これらは進献馬とは別の個体と考えられる。
- (65) 「在番留」天保九年七月一五・二七日条。
- (66) 「在番留」天保九年八月三日条。
- (67) 東北大学附属図書館狩野文庫蔵「雲井の秋」(請求記号…伊10/153)。また『古事類苑』八朔の項に引用されている「高貴八朔考」も、「雲井の秋」の詞書と同内容である。両者の関係は不明。
- (68) 前掲注(62)。
- (69) 「在番留」天保七年八月一日条。
- (70) 『所司代』安政六年八月一日条等。
- (71) 京都大学附属図書館蔵。京都大学貴重資料デジタルアーカイブにて公開(請

- 求記号：菊／キ／三二〇。「高貴八朔考」にも同文言がある。また「禁中恒例年中行事略」にも「正徳三年迄ハ長袴にて参内ありしか、同四年より衣冠にて、諸大夫間へ参候」(国文学研究資料館蔵の写「恒例行事略」(請求記号：96-664)を参照)とある。
- (72) 国立公文書館内閣文庫蔵「武家必攬殿居襲」(請求記号：152-0028)。天保八年(一八三七)刊の幕臣の手引書。
- (73) 『江戸会誌』第一冊第二号(博文館、一八八九年、『江戸会編纂雑誌集成』一(文化図書、二〇一〇年)所収)。
- (74) 太田南畝著・国書刊行会編・発行『竹橋余筆』(一九一七年)、また『御役所向大概覚書』四の「所司代証文之事」にも同覚が掲載されている。
- (75) 天保四年(一八三三)の「八朔考」(豊富熟之筆、東北大学附属図書館狩野文庫蔵、請求記号：6/17899/1)にも、「正徳四年より御太刀を進上せられ、太刀代ハ旧によりて別に進せらる」とある。
- (76) ケイト・W・ナカイ『新井白石の政治戦略——儒学と史論』(東京大学出版会、二〇〇一年)参照。
- (77) 松野敏之「新井白石の礼楽構想」(国士館大学国文学会編『国文学論輯』四三、二〇一二年)。
- (78) 「安積澹泊宛書翰」(国書刊行会編『新井白石全集』第五卷、一九七七年)。
- (79) 引用した史料には「関東御入国の日なる」とあるが、二木氏によればこれは俗説である。二木氏は、幕府の八朔が盛儀となっていくことと、家光による家康顕彰、そして幕藩体制の確立とが不可分ではないと見通す(二木前掲注(2))。また、白石自身も関東入国日説は俗説としつつ、「土肥元成宛手簡」(前掲注(78)書一四五頁)でも「八月朔日に此御城へ御移の事に候、中世以来八朔を賀し来り候中にも、当家にて元日とひとしく御祝ひ候もこれらの事故と承候、これを世には関東御入国と申」と言い、中世以来行われていた八朔が江戸幕府において重要であるのは、この日が家康の関東入国の日であるとされていることによると述べる。
- (80) 国立公文書館内閣文庫蔵「禁裏御所江為八朔之御祝儀御太刀御馬御進献ニ付覚」(請求記号：多025855)。
- (81) 「後水尾院当時年中行事」(近藤瓶城編『改定史籍集覧』二七、近藤出版部、一九〇七年所収)。
- (82) 二木前掲注(2)。
- (83) 宮崎道生著・日本歴史学会編、人物叢書新装版『新井白石』(吉川弘文館、一九八九年)参照。
- (84) 国文学研究資料館蔵山城国三条西家文書「享保九年八朔御馬献上儀式次第」(請求記号：23A/00165)。
- (85) 『兼胤』、『通兄公記』第六(今江広道・平井誠二校訂『史料纂集』一一八、続群書類従完成会)寛保二年八月一日条など。
- (86) 下橋敬長述・羽倉敬尚注『幕末の宮廷』(東洋文庫三五三、平凡社、一九七九年)。一条家の諸大夫であった下橋敬長の聞き取りを記録したもの。(前略)八月朔日に幕府から馬を献上しますのは、二条の御城番が、五位ですから赤い装束を着て、馬を牽かして献上に参ります。それが差し支えると、御附が代理をいたします。それも表は献上ですが、御所に馬を置く所は「ございません、食わすこともできないので、献上して直持つていきます」とある。
- (87) 「岡部寛次覚書」(『日本人』二〇、一八九九年)。
- (88) 勝海舟編「吹塵録」(復刻原本『海舟全集』第四卷吹塵録)下巻、原書房、一九六八年)。
- (89) 国立公文書館内閣文庫蔵「上使参内并八朔御太刀御馬御進献之節之義者可任近例事ほか被仰出候条々覚」(請求記号：多043347)。
- (90) 前掲注(89)。年未詳だが、進献使松平・本庄の定番在任期間と、元治元年には高家土岐がつとめていることが確認できることから文久三年と考えられる。
- (91) 宮内省先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇記』第五(平安神宮、一九六九年)元治元年八月一日条、および国立公文書館蔵「禁裏御所江八朔之御祝儀御進献之御使勤参内仕候ニ付一札」(請求記号：多042177)。
- (92) 宮内庁書陵部宮内公文書館蔵「非蔵人日記抄」(識別番号：78067)慶応三年八月一日条等。
- (93) 明治二年七月十日「弁官達 八朔太刀献上今年不及其儀候事」(国立公文書館内閣文庫蔵『太政類典』第一編第四五卷(請求記号：太00045100))。
- (94) 明治三年七月二八日「留守官達 八朔献上物自今被止候、此旨相達候事」(国立公文書館内閣文庫蔵『太政類典草稿』第一編(請求記号：太草00047100))。
- (95) 明治四年七月「華族へ達 自今華族ノ輩八朔太刀献上被停止候事(以下略)」(『太政類典』第一編第四五卷)。

(96) 島田勇雄校注『貞丈雑記』（東洋文庫、平凡社、一九八五年）。

【付記】本文中使用した史料の閲覧・撮影等につきまして、ご高配を賜りました各所に謝意を申し上げます。

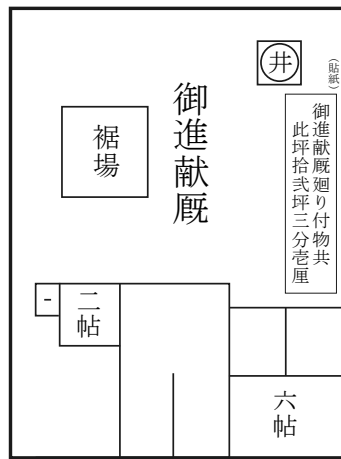


図1 所司代千本屋敷の御進献厩  
 京都大学附属図書館蔵中井家文書「所司代千本屋敷絵図」（中井家絵図・書類/36/1）より作成。この厩は所司代千本屋敷の中央部に位置する。仕切りがあり、二疋収容されたことがわかる。

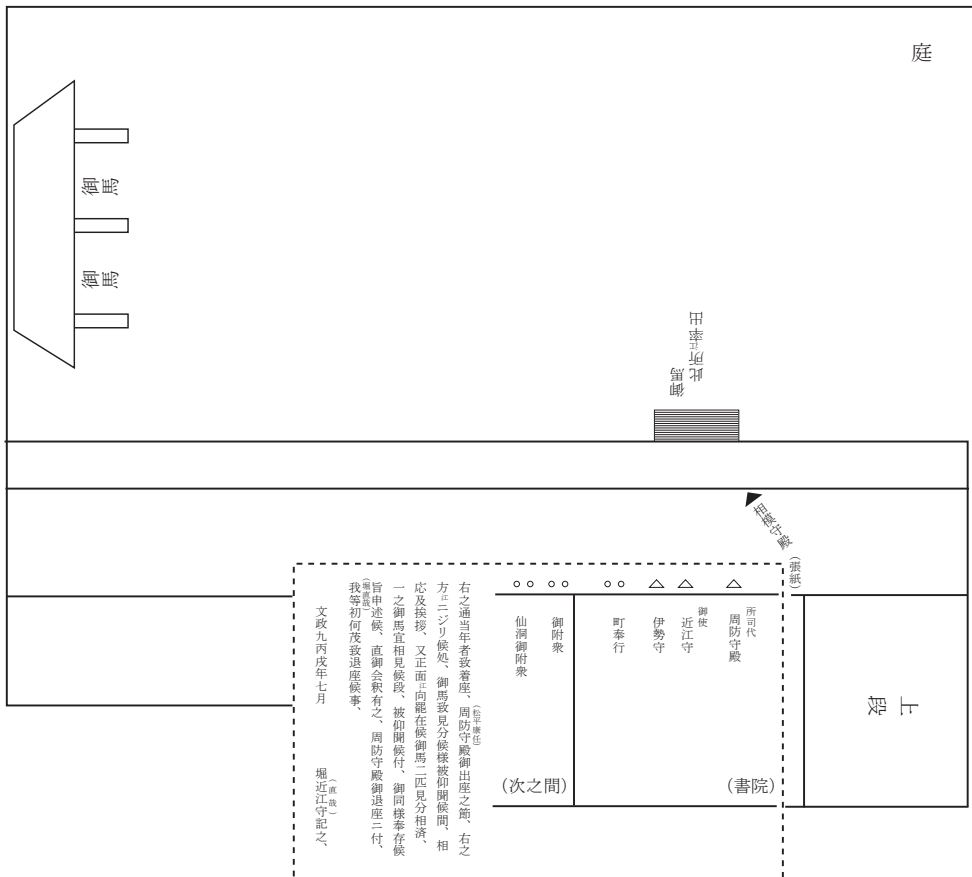


図2 所司代上屋敷における進献馬の選定

東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」（請求記号:A000:6340）を翻刻したもの。『紀要』第4号に掲載したうちの9-①、文政九年（1826）の例。

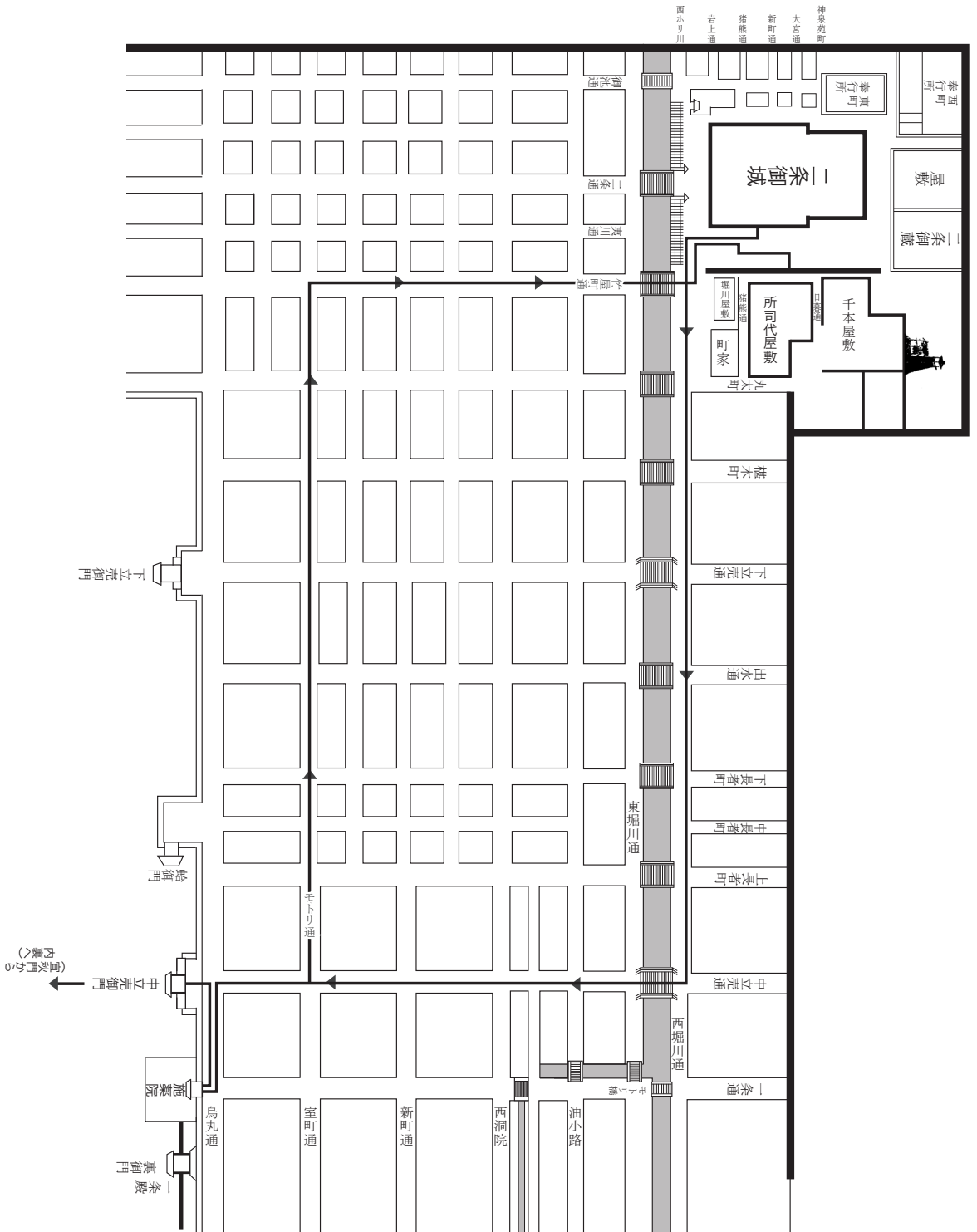
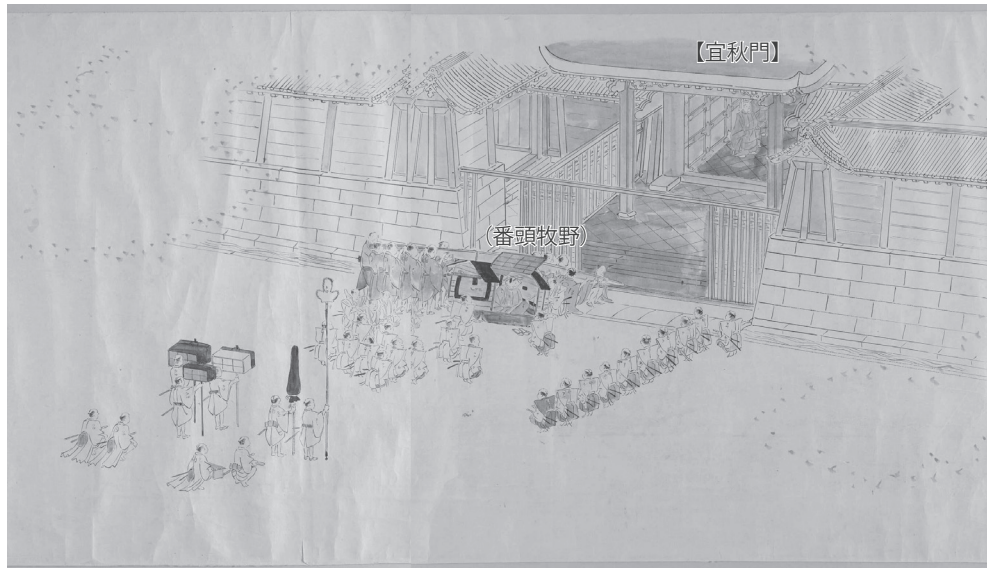


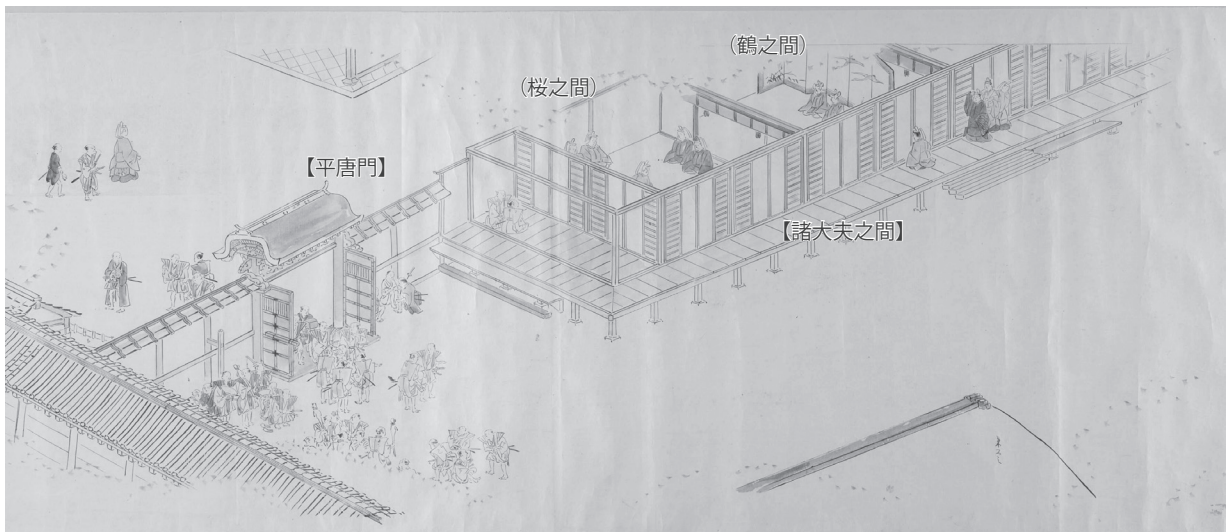
図 3 八朔進献の道順

国立国会図書館蔵「八朔御使之節禁中之図」(請求記号：212 - 259)をもとに作成。矢印は大番頭一行の道筋を表す。

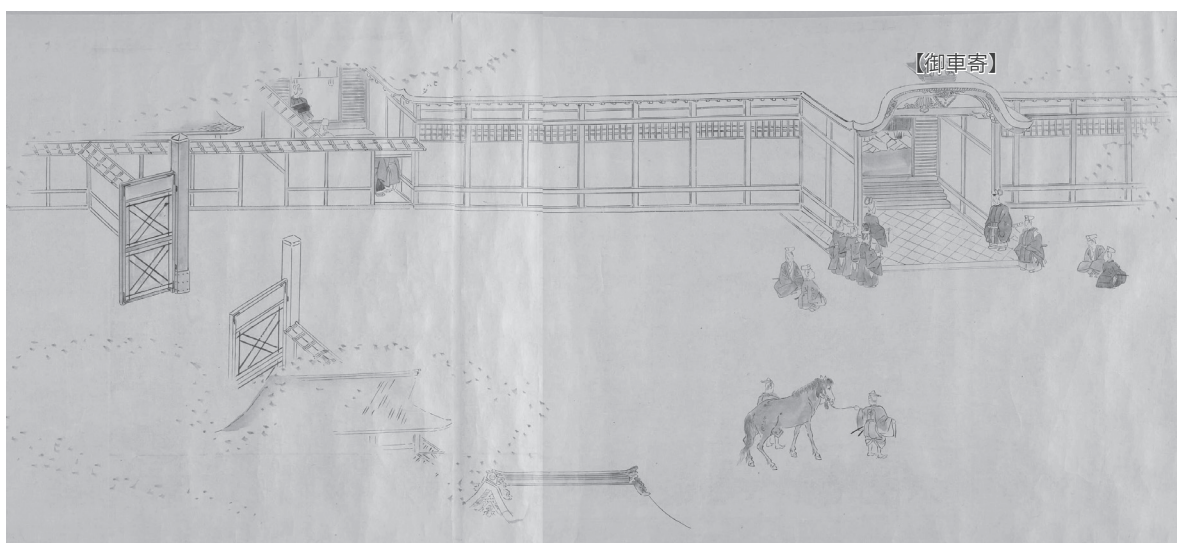




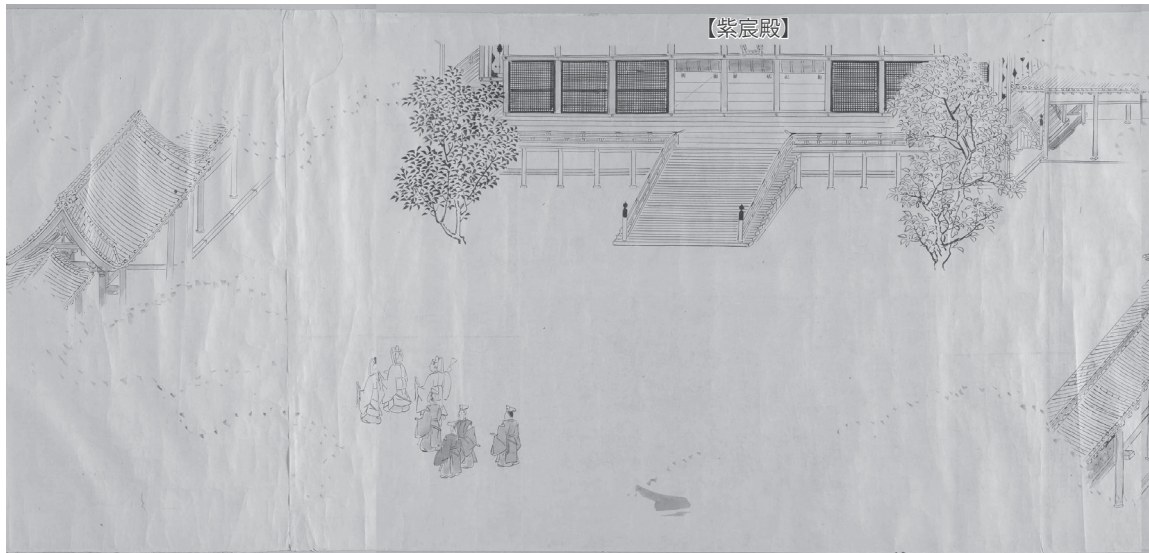
①東北大学附属図書館狩野文庫蔵「雲井の秋」より、宜秋門前で輿から降りる牧野。※カラー版は口絵4  
出典：東北大学総合知デジタルアーカイブ (<https://touda.tohoku.ac.jp/collection/database/library/10010000037260>)



②平唐門から入り諸大夫の間へ上がる。



③車寄の前まで進献馬が牽かれる。

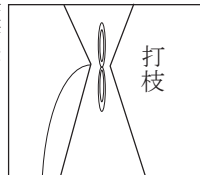


④紫宸殿を見学する牧野。



⑤鳳輦を見学する牧野。

尤御取次  
持参候事也、  
雑掌請取  
証文一通如  
例遣之事、  
御葛籠二ツ来候也、



右二条江被遣、相濟後  
ツ、ラハ口ニテ即使部ヤへ  
差返候也、

橋打枝箱ノ図

図6 橋打枝の箱

国文学研究資料館蔵山城国京都三条西家文書「享保9年関東八朔御馬献上儀式次第」(請求記号: 23A:00165)より作成。「二条」は所司代のこと。

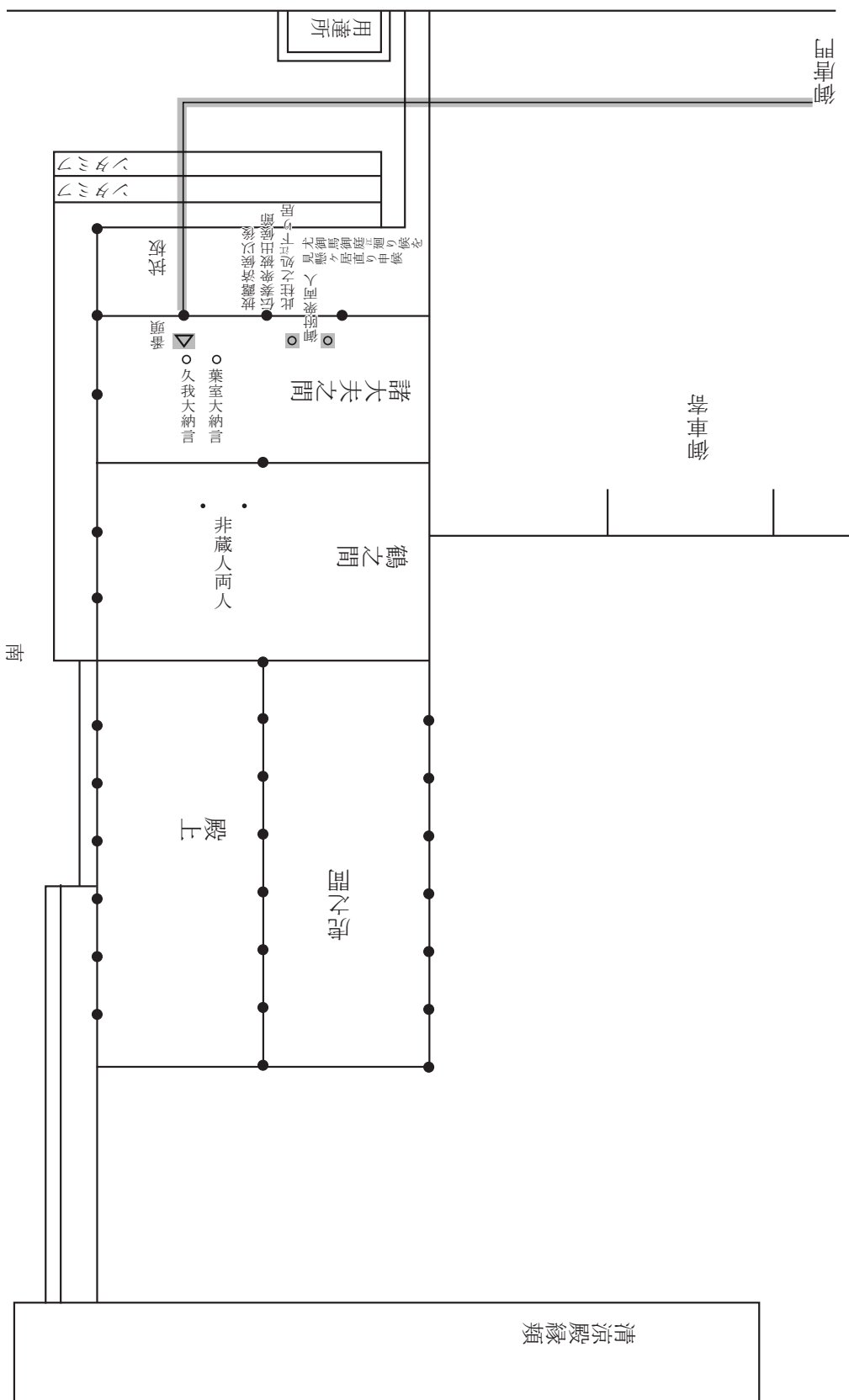


図5 八朔進献時の諸大夫の間での番頭の所在  
 東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」(請求記号:A000:6340)を翻刻したもの。『紀要』第4号に翻刻を掲載したうちの7。  
 網掛けは朱筆を表す。